

## 本山町通勤支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則（昭和54年3月31日規則第2号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、本山町通勤支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 町は、町内に居住し、本山町・大豊町・土佐町・大川村（以下「嶺北地域」という。）外へ遠距離通勤する若者に対し、通勤に要する経費を一部補助することによって、本町での定住促進を図ることを目的とし、予算の範囲内において補助金の交付を行う。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 遠距離通勤 町内から嶺北地域外の県内企業等へ通勤することをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、事業を営む個人又は法人に雇用される者であって、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する一般被保険者の資格を有する者であり、原則1か月のうち15日以上遠距離通勤をしている、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本町出身の新卒者 本町に5年以上の居住歴があり、高校・大学・高等専門学校・専修学校に1年以上在学し、卒業又は退学から1年を経過しない者であって、申請年度の4月1日において、30歳未満の者

(2) 県外からの移住者 本町に住所を有して原則として1年を経過しない者であって、住所を有する前に県外に1年以上居住し、申請年度の4月1日において、34歳以下の者

(3) 嶺北地域外への就職者 本町に住所を有し、嶺北地域外の県内企業等に就職して原則として1年を経過しない者であって、申請年度の4月1日において、34歳以下の者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

(1) 他の公的制度による通勤支援補助等を受けている者

(2) 町税等の滞納がある者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による公的扶助を受けている者

(4) 国家公務員もしくは地方公務員である者

(5) 本山町暴力団排除条例（平成23年3月22日条例第3号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する排除措置対象者に該当する者

(6) 日本国籍を有していない者で、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他

の法令の規定に基づく日本国の永住権を有していない者  
(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の対象として、町長が適当でないとする者

(補助金額)

第5条 補助金の対象期間は、当該年の4月1日から翌年3月31日までのうち本山町に住民票を有し遠距離通勤をしている期間とし、月額10,000円を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、本山町通勤支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、本山町通勤支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条の補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第9条 補助対象者は、第7条の規定による補助金の決定通知を受けたときは、本山町通勤支援事業費補助金交付請求書(様式第3号)により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は前項の請求を受け取ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは交付決定を取り消し、本山町通勤支援事業費補助金返還命令書(様式第4号)により、交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前項に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が不適当とする事由が生じたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

(調査等)

第 11 条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助対象者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

(関係書類等の保管)

第 12 条 交付申請者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(情報の開示)

第 13 条 補助事業又は交付申請者に関して、本山町情報公開条例（平成 13 年条例第 2 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 7 条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの規定に基づき既に交付された交付申請に係る補助金の交付に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。